

伊方発電所における作業員の救急搬送について

14. 6. 8  
環境政策課  
(内線2443)

[異常の区分]

国への法律・通達に基づく報告対象事象	有 ・ 無 [評価レベル -] 原子炉等規制法については対象外 労働安全衛生法については未定	
県の公表区分	A ・ B ・ C	
外部への放射能の放出・漏えい	有 ・ 無 [漏えい量 ]	
異常の概要	発生日時	14年 6月 8日 10時 15分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備 管理区域内 ・ 管理区域外
	種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他

[異常の内容]

平成14年6月8日10時56分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 平成14年6月8日10時15分、定期検査中の3号機タービン建屋地下1階（管理区域外）で作業員1名が気分が悪くなり、救急車で病院へ搬送した。
- 詳細は追って連絡する

その後、四国電力(株)から、

- 作業員は、給水ポンプの油タンクの清掃作業を実施しており、休憩のためタンク外へ出たところで気分が悪くなったもの。意識ははっきりしている。
  - 作業開始前の酸素濃度測定及び作業中の強制換気を実施していた。
  - 管理区域外での作業であり、計画外の被ばくや汚染はない。
- との連絡がありました。

県としては、八幡浜中央保健所職員を伊方発電所に派遣し、状況を確認することとしています。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	運転中 (出力101%) ・ 停止中
	2号機	運転中 (出力102%) ・ 停止中
	3号機	運転中 (出力 %) ・ <b>停止中</b>
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

伊 方 発 電 所 情 報  
(お知らせ)

発信年月日	平成14年 6月 8日 (土) 10時 56分	
発信者	伊方発電所 増原	
当該機	号機 (定格出力)	1号機 (566 MW) ・ 2号機 (566 MW) ・ <b>3号機 (890 MW)</b>
	発生時 状況	1.出力        MWにて(出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中)  <b>2.第 6回 定期検査中</b>
発生状況 概要	設備トラブル ・ <b>人身事故</b> ・ 地震 ・ その他	
	1. 発生日時： 6月 8日 10時 15分頃	
	2. 場 所：伊方3号機タービン建家 地下1階 (非管理区域)	
3. 状 況：		定検中の3号機タービン建家地下1階で 作業中の作業員1名が気分が悪くなり、救急車で 病院へ搬送されました。

	<p>詳細は追って連絡します。</p> <p>なお、本件による環境への影響はありません。</p>
<p>運転状況</p>	<p>1号機：<b>出力運転中</b>・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p> <p>2号機：<b>出力運転中</b>・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p> <p>3号機：出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・<b>定検中</b></p>
<p>備考</p>	

(参考)

1 国への法律・通達に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び大臣通達等に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律・通達に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A, B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）以上の被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

**周辺環境放射線調査結果**  
(県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成14年6月8日(土)

(単位:ナグレイ/時)

測定局	時刻	測定値					平常の変動幅 の最大値	
		10:00	10:10	10:20	10:30	10:40	降雨時	降雨時 以外
愛 媛 県	モニタリングステーション	1.6	1.5	1.6	1.6	1.6	4.1	1.8
	九町モニタリングポスト	5.3	5.3	5.4	5.4	5.4	7.6	6.0
	湊浦モニタリングポスト	4.6	4.7	4.6	4.6	4.6	6.4	5.4
	伊方越 モニタリングポスト	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	-	-
	川永田 モニタリングポスト	2.3	2.3	2.3	2.2	2.3	-	-
	豊之浦 モニタリングポスト	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	-	-
	加周モニタリングポスト	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	-	-
	大成モニタリングポスト	2.1	2.1	2.1	2.0	2.1	-	-
四 国 電 力 (株)	モニタリングステーション	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	3.7	1.6
	モニタリングポストNo.1	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	3.9	1.6
	モニタリングポストNo.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	3.9	1.6
	モニタリングポストNo.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	3.9	1.5
	モニタリングポストNo.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	4.0	1.6

※降雨の状況：有・無

伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

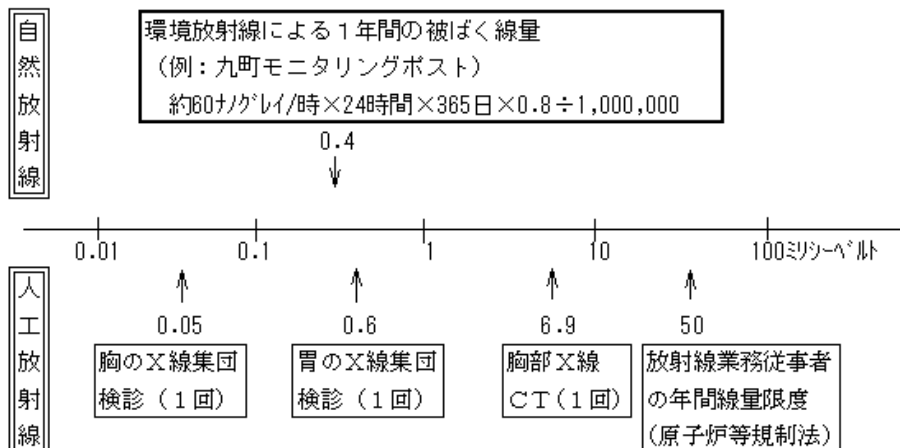
- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

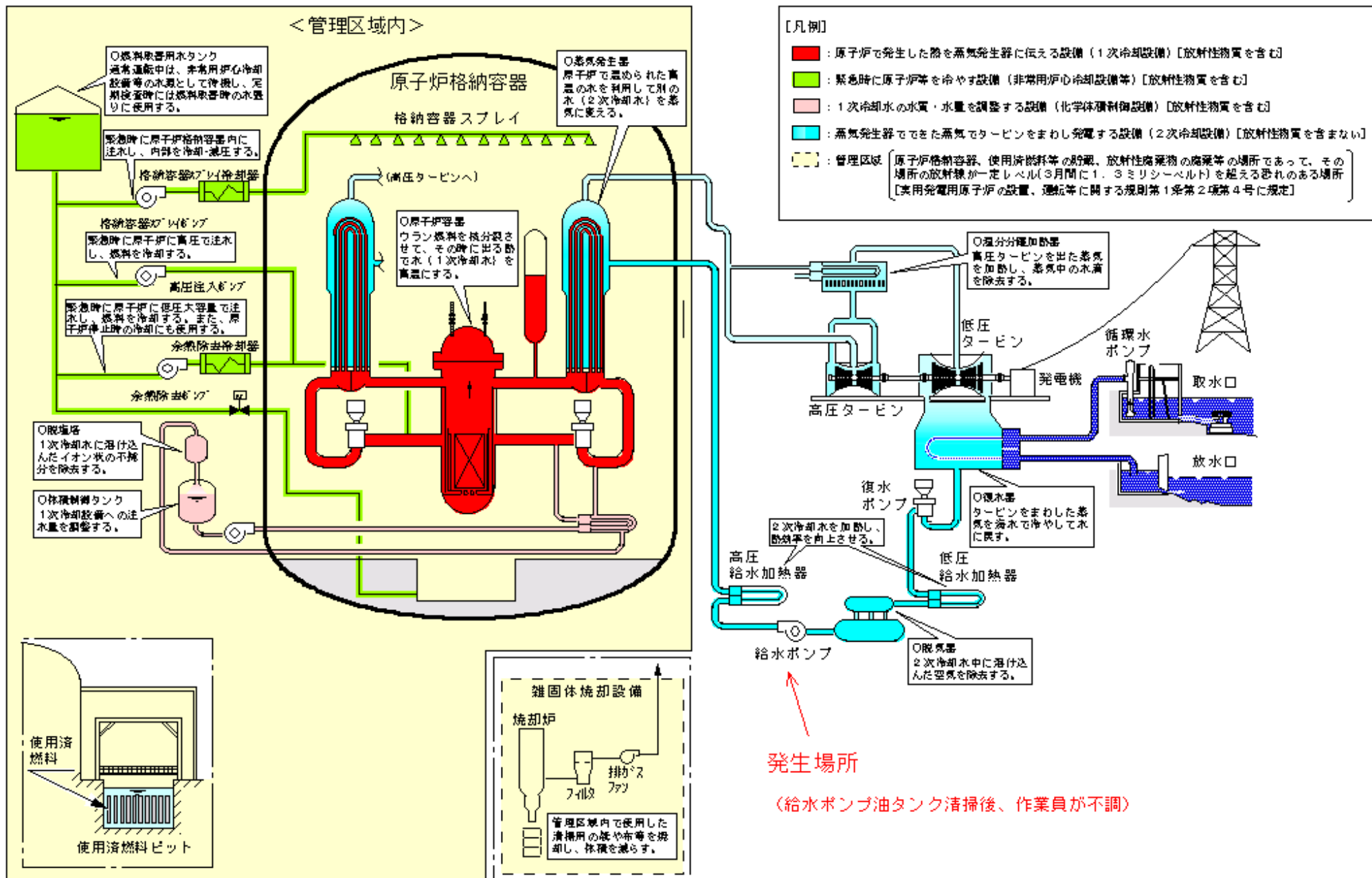
- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、九町モニタリングポスト(線量率約60ナグレイ/時)付近では、1年間に約0.4シーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合とほぼ同じ程度の量です。

(放射線量の例)



# 伊方発電所 基本系統図





タンク内清掃作業現場

## 用語解説

### ○給水ポンプ

復水器で水に戻された2次冷却水を蒸気発生器に戻すためのポンプ。

タービン駆動のポンプ2基と電動のポンプ1基が設置されている。

今回、タービン駆動のポンプの潤滑油用のタンクを清掃作業中に、気分が悪くなったものの。